

☆☆ 自転車通学のきまり ☆☆

北斗市立大野中学校

1. 通学路以外は通らない。
2. 道路の横断については次のことを守る。
 - (1)「横断歩道のある場所」は「横断歩道」を利用し、必ず自転車を押して横断する。
「大野バイパス」は必ず横断歩道を利用する。
 - (2)「横断歩道のない場所」でも、交通量の多い道路では必ず一時停止して左右を確認し、できるだけ自転車を押して横断する。特に、次の場所は 必ず自転車を押して渡る。
 - ・ 農道から舗装道路に出るところ（新道渡り口や裏門の横断） →地図②・④・⑥
 - ・ 向野方面から「道道上磯峠下線」を横断するとき →地図⑤
 - ・ 市街地を通る車道を横断するとき →地図⑦・⑧
 - (3)信号無視は絶対にしない。
 - (4)信号が青でも、左右をよく確認して横断する。特に交差点では左折車や右折車に十分注意する。
3. 夜間は必ずライトを点灯する。
 - ・ 薄暗い時でも無灯火は危険なので、早めの点灯をこころがける。
4. 「後部反射器材」（後ろから見える赤い反射板）は必ずつける。
5. 二人乗りは絶対にしない。
6. 並進（複数人が横に並んで走る）はしない。
 - ・ 特に車道の端を走るとき、幅の狭い道路や歩道を走るときは自分にも歩行者にも危険です。
7. 上向きに変形したハンドルの自転車は使用禁止とする。
8. 自転車は自動車と同じく車道（路側帯）を通ることが原則です。（その場合、車道の左側に沿って通行しなければなりません。）ただし、車道通行が危険な場合、歩道通行も可となりますので歩行者優先を考え通行しましょう。

以下の場合、自転車の一定期間使用禁止とする。

- | | |
|---|--------------|
| ○『信号無視』『無灯火』『二人乗り』『ほかの自転車と横に並んで走る（並進）』などの
特に危険な行為をした場合 | …違反した日を含み1週間 |
| ○その他の危険な行為やきまりを守らない場合 | …違反した日を含み3日間 |